

令和 6 年 6 月 1 3 日

令和 6 年

第 2 回 大 分 市 議 会 定 例 会 議 案

大 分 市

議案番号	題名
議第 74 号	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議第 75 号	大分市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について
議第 76 号	大分市税条例の一部改正について
議第 77 号	大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について
議第 78 号	大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 79 号	大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 80 号	大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 81 号	大分市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 82 号	大分市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部改正について
議第 83 号	大分市都市公園条例の一部改正について
議第 84 号	大分市営住宅条例の一部改正について
議第 85 号	大分市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
議第 86 号	副市長、教育長及び常勤の監査委員の退職手当の額について
議第 87 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

議 案 番 号	題 名
議第 88 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
議第 89 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
議第 90 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
議第 91 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
議第 92 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
議第 93 号	公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
議第 94 号	市有財産の処分について
議第 95 号	業務委託契約の締結について（大分市葬斎場火葬炉設備整備業務）
議第 96 号	工事委託契約の締結について（大南地区スポーツ施設電気設備整備工事）
議第 97 号	工事請負契約の締結について（大分市立戸次小学校屋内運動場長寿命化改修工事）
議第 98 号	工事請負契約の締結について（大分市立田尻小学校屋内運動場長寿命化改修工事）
議第 99 号	工事請負契約の締結について（大分市立大在小学校屋内運動場長寿命化改修工事）

議 案 番 号	題 名
議第 1 0 0 号	市道路線の認定について
議第 1 0 1 号	損害賠償の額の決定並びに示談について
議第 1 0 2 号	損害賠償の額の決定並びに示談について

報第 9 号	専決処分した事件の承認について (大分市税条例の一部改正について)
報第 1 0 号	専決処分した事件の承認について (大分市国民健康保険税条例の一部改正について)

議第 74 号

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大分市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1別表第1の右欄に掲げる事務関係の部2の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

生活保護法の一部改正に伴い、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

大分市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

大分市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

大分市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和40年大分市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表20の項を次のように改める。

20 災害応急作業等に従事した職員	
(ア) 道路、河川等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員（同一の作業について(エ)又は(オ)の手当の支給を受ける職員を除く。）	1日につき 530円
(イ) 道路、河川等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う巡回監視に従事した職員（同一の作業について(エ)又は(オ)の手当の支給を受ける職員を除く。）	1日につき 350円
(ウ) (ア)又は(イ)の作業に準ずると市長が認める作業に従事した職員（同一の作業について(エ)又は(オ)の手当の支給を受ける職員を除く。）	1日につき530円の範囲内で、それぞれの作業に応じて市長が定める額
(エ) 夜間（日没時から日出時までの間をいう。）に(ア)、(イ)又は(ウ)の作業に従事した職員（同一の作業について(オ)の手当の支給を受ける職員を除く。）	(ア)、(イ)又は(ウ)の手当の額にその100分の50に相当する額を加算した額
(オ) 市長が著しく危険であると認める区域において(ア)、(イ)又は(ウ)の作業に従事した職員	(ア)、(イ)又は(ウ)の手当の額にその100分の100に相当する額を加算した額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の別表の規定は、令和6年1月1日から適用する。

提案理由

大分県に準じ、災害応急作業等に従事した職員に係る特殊勤務手当について、災害応急作業等の範囲を改正いたしたく本案を提出する。

議第 76 号

大分市税条例の一部改正について

大分市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 13 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市税条例の一部を改正する条例

大分市税条例（昭和 38 年大分市条例第 107 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項各号列記以外の部分中「若しくは金銭」を削り、同項第 3 号中「第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託」を「第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改め、同項第 5 号中「又は金銭」を削る。

第 47 条各号列記以外の部分中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 5 条の 2 の 3 を削る。

附則第 14 条の 2 中第 16 項を第 18 項とし、第 15 項を第 17 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

16 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 14 条の 2 中第 14 項を第 15 項とし、第 7 項から第 13 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

附則第 20 条第 1 項各号列記以外の部分中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和

8年3月31日」に改める。

附則第20条の2の2第1項各号列記以外の部分中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第35条中「又は金銭」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第47条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第27条第1項の改正規定、附則第5条の2の3を削る改正規定及び附則第35条の改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の大分市税条例第27条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。第3項及び次条第1項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例に

よる。

- 2 この条例による改正後の大分市税条例（以下「新条例」という。）附則第14条の2第7項の規定は、令和6年4月1日以後に新たに取得された地方税法附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税について適用する。
- 3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第14条の2第16項の規定は、令和6年4月1日以後に整備された滞在快適性等向上施設等（地方税法附則第15条第38項に規定する滞在快適性等向上施設等をいう。次条第2項において同じ。）に対して課する固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第20条の規定は、令和6年4月1日以後に地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第3項の認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って新条例附則第20条第1項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税について適用し、同日前に当該認定を受けた同計画に従って同項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第20条の2の2の規定は、令和6年4月1日以後に同条第1項に規定する特別償却設備の取得等をした者に対する固定資産税について適用し、同日前に同項に規定する特別償却設備の取得等をした者に対する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年

3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第14条の2第16項の規定は、令和6年4月1日以後に整備された滞在快適性等向上施設等に対して課する都市計画税について適用する。

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 77 号

大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁
量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について
大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こ
ども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁
量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条
例

大分市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こ
ども園の認定の要件を定める条例（平成31年大分市条例第1号）の一部を次
のように改正する。

第4条第1項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改め
る。

第9条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型
認定こども園に置く教育及び保育に従事する者の数の基準は、この条例によ
る改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 78 号

大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大分市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項の表中「30人」を「25人」に、「20人」を「15人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数の基準は、この条例による改正後の第14条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 79 号

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年
大分市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第37条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改
める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、保育所に置く保育士の数の基準は、この条例による改正後の第
37条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を
いたしたく本案を提出する。

議第 80 号

大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大分市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 当分の間、小規模保育事業所A型及び小規模保育事業所B型、保育所型事

業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は、この条例による改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議 第 8 1 号

大分市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部改正について

大分市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

大分市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平
成26年大分市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第
1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の
改正をいたしたく本案を提出する。

議第 82 号

大分市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために
必要な基準を定める条例の一部改正について

大分市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために
必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

大分市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準
を定める条例（平成26年大分市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法」の次に「及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」を加える。

第3条第2項中「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号中「（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。以下同じ。）」を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議 第 8 3 号

大分市都市公園条例の一部改正について

大分市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市都市公園条例の一部を改正する条例

大分市都市公園条例（昭和38年大分市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「興業を行なう」を「興行を行う」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改め、同条第5項中「附する」を「付す」に改める。

第10条第1項第2号中「附した」を「付した」に改め、同条第2項第1号中「行なう」を「行う」に改める。

別表第2中

「

球場、ソフトボール 場及びグラウンド	1時間	310円	1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 2 入場料を徴収する場合は、最高入場料金の50人分を加算するものとする。
テニスコート	1面 1時間	160円	

」を

「

球場、ソフトボール 場及びグラウンド	1時間	310円	1 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
-----------------------	-----	------	---

テニスコート	1面 1時間	160円	るとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。 2 入場料を徴収する場合は、最高入場料金の50人分を加算するものとする。
	管理棟	1時間	340円 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

」に

改める。

別表第3条例第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の部行商、出店、募金、その他これらに類する行為の項中「、その他」を「その他」に改め、同表都市公園を占用する場合の部工事用板囲、足場、詰所、その他の工事用施設又は土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場の項中「、その他の」を「その他の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の別表第2に掲げるテニスコートの管理棟の使用料の徴収については、この条例の施行前においても、この条例による改正後の別表第2の規定の例により行うことができる。

提案理由

駄原総合運動公園のテニスコートの管理棟の使用料の額を定めたく本案を提出する。

議第 84 号

大分市営住宅条例の一部改正について

大分市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 13 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市営住宅条例の一部を改正する条例

大分市営住宅条例（平成 9 年大分市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (9) 前各号に掲げる者のほか、住宅事情その他の事情を勘案し、市長が特に認める者（前各号に掲げる者その他の現に入居の資格を有する者の入居を妨げない場合として市長が定める場合に限る。）

第 6 条第 5 項第 3 号中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「義務教育終了前の者」に改める。

第 9 条第 4 項中「扶養している者」の次に「、義務教育終了前の子を扶養している者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市営住宅等に優先的に選考して入居させることができる者を追加するとともに、市営住宅等の入居者資格について所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 85 号

大分市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

大分市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

大分市特定公共賃貸住宅条例（平成6年大分市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

第6条第3号中「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）」を「同居親族等（省令第1条第1号に規定する同居親族等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第5号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

第9条第1項中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第12条第1項第1号中「提出すること」の次に「（市長が特別の事情があると認める場合を除く。）」を加える。

第22条第6項中「親族以外の親族」を「同居親族等以外の親族等」に改める。

第24条第1項及び第26条第1項第5号中「同居の親族」を「同居親族等」に改める。

第29条及び第31条中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定公共賃貸住宅の入居者資格等について所要の改正をするとともに、連帯保証人の連署に係る例外を定めたく本案を提出する。

議 第 8 6 号

副市長、教育長及び常勤の監査委員の退職手当の額について

大分市常勤特別職の退職手当支給条例（平成8年大分市条例第1号）第3条の規定に基づき、退職手当の額を次のとおり定める。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

副 市 長	久 渡 晃	退職手当の額	1 3,4 2 2,0 0 0 円
教 育 長	佐 藤 光 好	退職手当の額	5,3 5 6,0 0 0 円
常勤の監査委員	縄 田 睦 子	退職手当の額	3,8 5 3,0 0 0 円

提案理由

令和6年3月31日をもって退職した副市長、教育長及び常勤の監査委員の退職手当の額を定めたく本案を提出する。

議第 87 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関
する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づ
き、次のとおり公の施設を別府市の住民の利用に供する。

令和 6 年 6 月 13 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

1 利用に供する公の施設の名称及び所在地

名 称 大分市大在東グラウンド

所在地 大分市大在浜二丁目 18 番 1 号

2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

大分市が負担する。

提案理由

大分市大在東グラウンドを別府市の住民の利用に供したく本案を提出する。

議第 88 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関
する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づ
き、次のとおり公の施設を臼杵市の住民の利用に供する。

令和 6 年 6 月 13 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

1 利用に供する公の施設の名称及び所在地

名 称 大分市大在東グラウンド

所在地 大分市大在浜二丁目 18 番 1 号

2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

大分市が負担する。

提案理由

大分市大在東グラウンドを臼杵市の住民の利用に供したく本案を提出する。

議第 89 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関
する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づ
き、次のとおり公の施設を津久見市の住民の利用に供する。

令和 6 年 6 月 13 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

1 利用に供する公の施設の名称及び所在地

名 称 大分市大在東グラウンド

所在地 大分市大在浜二丁目 18 番 1 号

2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

大分市が負担する。

提案理由

大分市大在東グラウンドを津久見市の住民の利用に供したく本案を提出する。

議第 90 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関
する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づ
き、次のとおり公の施設を竹田市の住民の利用に供する。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

1 利用に供する公の施設の名称及び所在地

名 称 大分市大在東グラウンド

所在地 大分市大在浜二丁目18番1号

2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

大分市が負担する。

提案理由

大分市大在東グラウンドを竹田市の住民の利用に供したく本案を提出する。

議第 9 1 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公の施設を豊後大野市の住民の利用に供する。

令和 6 年 6 月 1 3 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

1 利用に供する公の施設の名称及び所在地

名 称 大分市大在東グラウンド

所在地 大分市大在浜二丁目 1 8 番 1 号

2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

大分市が負担する。

提案理由

大分市大在東グラウンドを豊後大野市の住民の利用に供したく本案を提出する。

議第 92 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関
する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づ
き、次のとおり公の施設を由布市の住民の利用に供する。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

1 利用に供する公の施設の名称及び所在地

名 称 大分市大在東グラウンド

所在地 大分市大在浜二丁目18番1号

2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

大分市が負担する。

提案理由

大分市大在東グラウンドを由布市の住民の利用に供したく本案を提出する。

議第 93 号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関
する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づ
き、次のとおり公の施設を日出町の住民の利用に供する。

令和 6 年 6 月 13 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

1 利用に供する公の施設の名称及び所在地

名 称 大分市大在東グラウンド

所在地 大分市大在浜二丁目 18 番 1 号

2 利用に供する方法

利用に供する公の施設に係る条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

大分市が負担する。

提案理由

大分市大在東グラウンドを日出町の住民の利用に供したく本案を提出する。

議第 94 号

市有財産の処分について

次のように市有財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大分市条例第26号）第3条の規定により議決を求める。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- | | | |
|---|--------|------------------------|
| 1 | 名 称 | 令和6年度大分市葬斎場及び佐賀関火葬場残骨灰 |
| 2 | 売却価額 | キログラム当たり 3,457円 |
| | | 予定数量 12,450キログラム |
| 3 | 処分の方法 | 一般競争入札による売却 |
| 4 | 処分の相手方 | 福岡県福津市舍利蔵268番地 |
| | | 株式会社 エコロサポート |
| | | 代表取締役 中 川 力 |

提案理由

令和6年度大分市葬斎場及び佐賀関火葬場残骨灰を処分いたしたく本案を提出する。

議第 95 号

業務委託契約の締結について

次のとおり業務委託契約を締結する。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 大分市葬斎場火葬炉設備整備業務 |
| 2 | 委託業務の概要 | 火葬炉設備整備 16基 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 4 | 契 約 の 金 額 | 242,000,000円 |
| 5 | 履 行 期 間 | 着手 本契約成立後契約担当者の指定する日
完成 令和9年3月17日 |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 富山市奥田新町12番3号
株式会社 宮本工業所
代表取締役 宮 本 芳 樹 |

提案理由

大分市葬斎場火葬炉設備整備業務について業務委託契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 96 号

工事委託契約の締結について

次のとおり工事委託契約を締結する。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 大南地区スポーツ施設電気設備整備工事 |
| 2 | 工事の概要 | 電気設備工
野球場、サッカー場及びテニスコート照明施設整備 |
| 3 | 契約の金額 | 549,503,900円 |
| 4 | 工 期 | 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日
完成 令和7年10月31日 |
| 5 | 契約の相手方 | 大分市城崎町二丁目3番32号
大分県土地開発公社
理事長 渡 辺 文 雄 |

提案理由

大南地区スポーツ施設電気設備整備工事について委託契約を締結いたしたく
本案を提出する。

議第 97 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 大分市立戸次小学校屋内運動場長寿命化改修工事 |
| 2 | 工事の概要 | 長寿命化改修工事

鉄骨一部鉄筋コンクリート平家建

延面積 885.75平方メートル

増築工事

プレハブ平家建

延面積 8.9平方メートル |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 216,275,532円 |
| 5 | 工 期 | 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日

完成 令和7年2月28日 |
| 6 | 契約の相手方 | 大分市城崎町一丁目3番28号

豊國建設株式会社

代表取締役 池 邊 紘一郎 |

提案理由

大分市立戸次小学校屋内運動場長寿命化改修工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 98 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 大分市立田尻小学校屋内運動場長寿命化改修工事 |
| 2 | 工 事 の 概 要 | 長寿命化改修工事

鉄骨一部鉄筋コンクリート平家建

延面積 885.75平方メートル

増築工事

プレハブ平家建

延面積 12.1平方メートル |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 の 金 額 | 217,434,272円 |
| 5 | 工 期 | 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日

完成 令和7年2月28日 |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 大分市城崎町一丁目3番28号

豊國建設株式会社

代表取締役 池 邊 紘一郎 |

提案理由

大分市立田尻小学校屋内運動場長寿命化改修工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 99 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 大分市立大在小学校屋内運動場長寿命化改修工事 |
| 2 | 工事の概要 | 長寿命化改修工事

鉄骨一部鉄筋コンクリート平家建

延面積 885.75平方メートル

増築工事

プレハブ平家建

延面積 12.1平方メートル |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 223,817,968円 |
| 5 | 工 期 | 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日

完成 令和7年2月28日 |
| 6 | 契約の相手方 | 大分市城崎町一丁目3番28号

豊國建設株式会社

代表取締役 池 邊 紘一郎 |

提案理由

大分市立大在小学校屋内運動場長寿命化改修工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第 1 0 0 号

市道路線の認定について

市道路線を次のように認定する。

令和 6 年 6 月 1 3 日 提 出

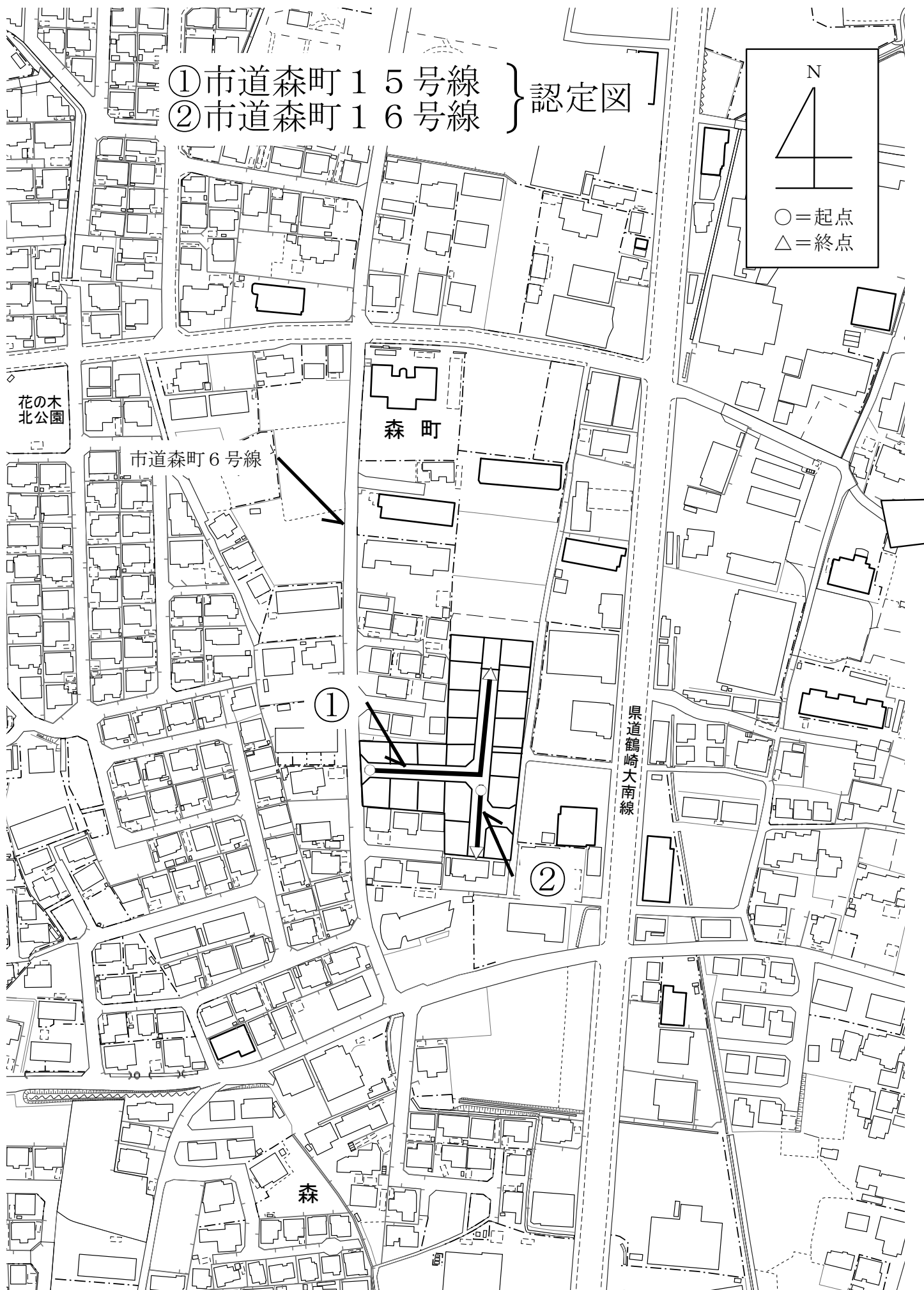
大分市長 足 立 信 也

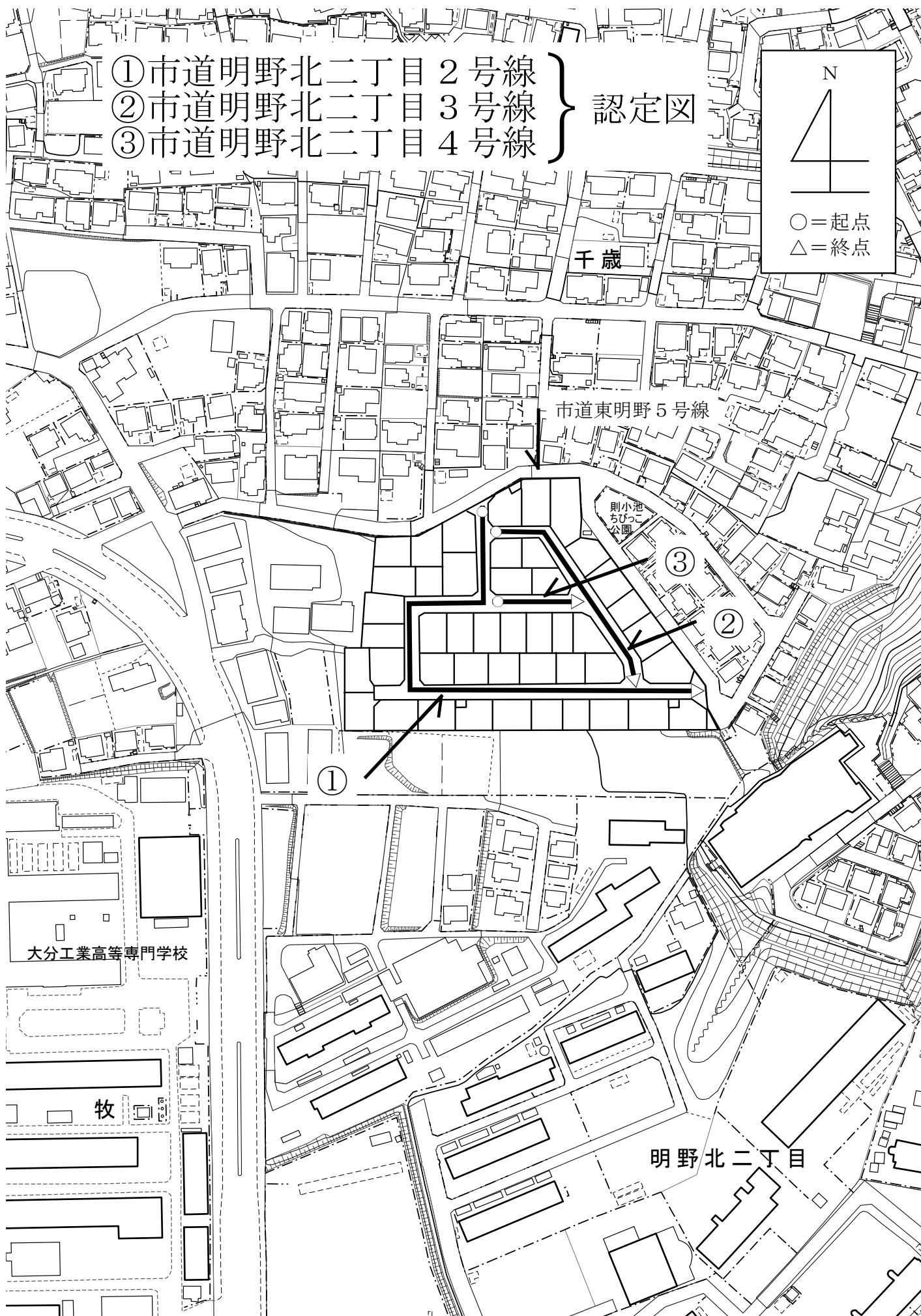
認定する市道路線

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点
1	森町 1 5 号線	大字森町	大字森町
2	森町 1 6 号線	大字森町	大字森町
1	明野北二丁目 2 号線	明野北二丁目	明野北二丁目
2	明野北二丁目 3 号線	明野北二丁目	明野北二丁目
3	明野北二丁目 4 号線	明野北二丁目	明野北二丁目
	城原 1 9 号線	大字城原	大字城原
	毛井 4 号線	大字毛井	大字毛井
1	八幡 1 号線	大字八幡	大字八幡
2	八幡 2 号線	大字八幡	大字八幡
3	八幡 3 号線	大字八幡	大字八幡

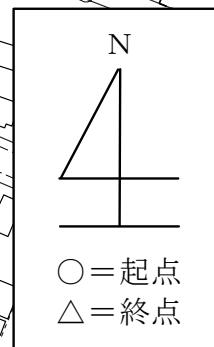
提案理由

市道路線を認定いたしたく道路法第8条第2項の規定により本案を提出する。





市道城原19号線認定図



竹下二丁目

JR日豊本線

竹下

風海ヶ丘
なかよし
公園

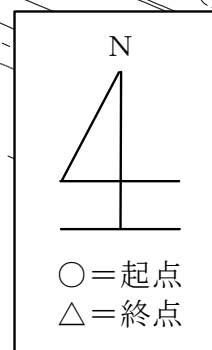
認定路線

市道城原17号線

城原

国道197号

市道毛井4号線認定図



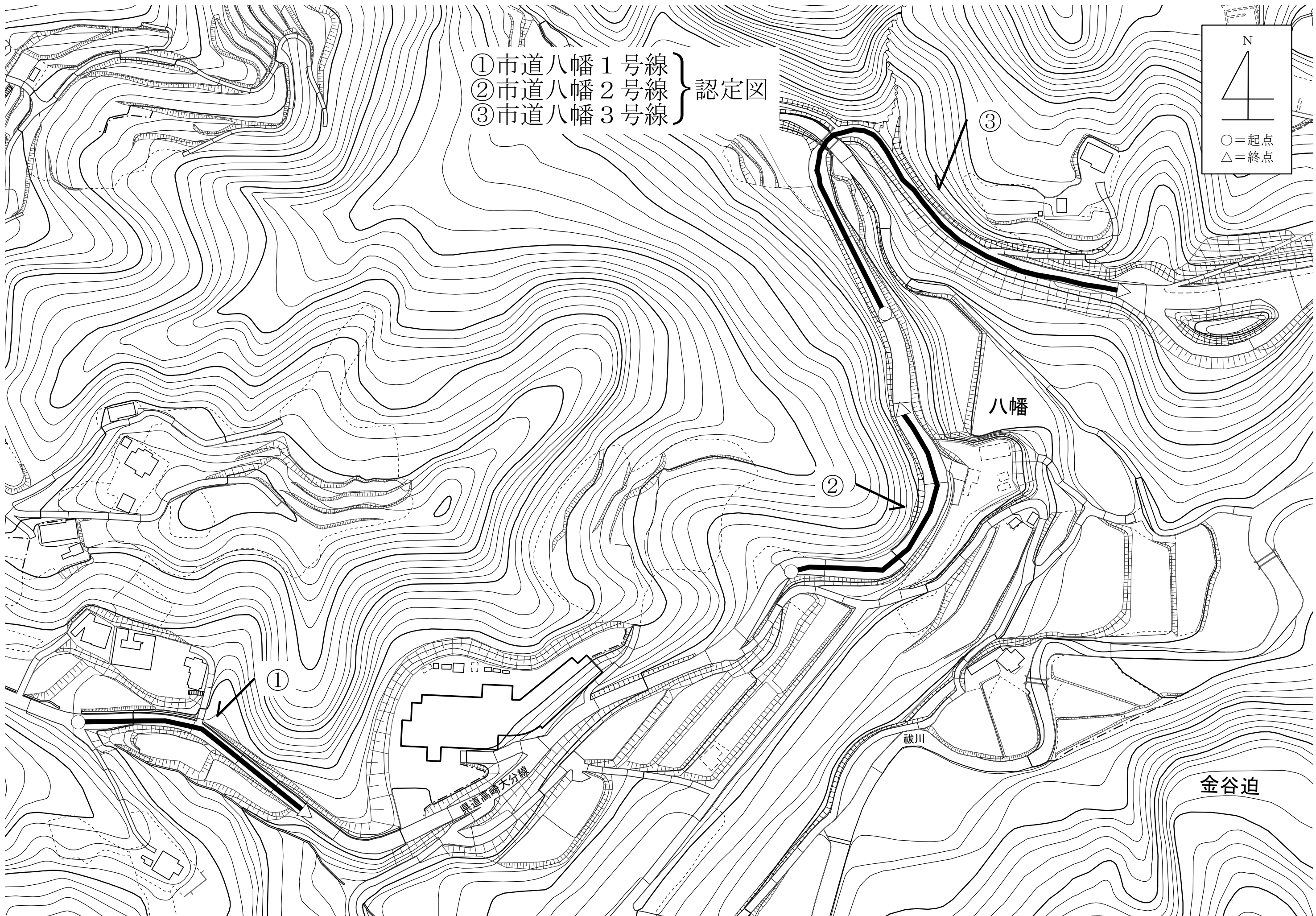
毛井

市道松岡東西8号線

認定路線

松岡

北鼻川



議第 1 0 1 号

損害賠償の額の決定並びに示談について

損害賠償の額の決定並びに示談について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 3 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

- 1 賠償の相手方 大分市
A
- 2 賠償金額 2,035,000円
- 3 事件の概要

令和 5 年 1 1 月 6 日午後 2 時頃、大分市旭町 1 5 3 2 番地先市道末広明礮線上において、清掃業務課のごみ収集車が下り坂を走行中、減速のためにブレーキをかけたところ、雨により濡れた路面でスリップし、A さん宅の玄関付近に衝突し、同宅の玄関、外壁等を破損したものの。

提案理由

損害賠償の額の決定並びに示談をいたしたく本案を提出する。

議第 1 0 2 号

損害賠償の額の決定並びに示談について

損害賠償の額の決定並びに示談について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 3 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

1 賠償の相手方 (1) 大分市

A

(2) 大分市

B

2 賠償金額 1,0 4 4,6 6 2 円

(1) 5 2 8,6 6 2 円

(2) 5 1 6,0 0 0 円

3 事件の概要

令和 5 年 1 2 月 1 2 日午後 3 時 2 0 分頃、大分市南津留 1 9 8 番地先市道東津留 1 号線上の交差点において、左折ができない右側車線に停止していた商工労政課の軽乗用車が、誤って左折しようと発進した際、左側車線の後方から直進してきた B さん所有の小型乗用車に接触し、車両に損害を与えるとともに運転していた A さんを負傷させたもの。

提案理由

損害賠償の額の決定並びに示談をいたしたく本案を提出する。

専決処分した事件の承認について

大分市税条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき令和6年3月31日をもって次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市税条例の一部を改正する条例

大分市税条例（昭和38年大分市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第44条第2項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第44条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第60条第2項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第60条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第105条の3第2項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改

め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第105条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第5条の3の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の4 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第22条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第22条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第30条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第31条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第10条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第11条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第11条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第11条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第23条、第26条から第27条の3まで、附則第5条の3第2項、附則第11条第1項、附則第11条の3の2第1項、前条及び附則第13条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条第2項、第41条の5第1項及び前条の規定の適用については、第27条第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第41条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第 11 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 36 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を 4 で除して得た金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 3 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第 1 期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 35 第 1 項に規定する第 1 期の納期（以下この項、次項及び次条第 1 項において「第 1 期納期」という。）においてはその者の第 1 期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額

とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第35条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第35条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第41条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の

規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第11条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第41条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第41条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその

者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第41条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日か

ら 1 1 月 3 0 日までの間においてはその者の 1 0 月分金額に相当する税額、同年 1 2 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 1 0 月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 1 0 月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 1 2 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額及びその者の 1 0 月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 1 0 月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までの間における税額はないものとし、同年 1 2 月 1 日から翌年の 1 月 3 1 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 1 0 月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 3 1 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別

税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第41条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第11条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第41条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象

税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４１条の５第２項の規定により読み替えられた第４１条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第４１条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第１１条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴

収すべき額」とする。

- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第41条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第11条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第23条、第26条から第27条の3まで、附則第5条の3第2項、附則第11条第1項、附則第11条の3の2第1項、附則第11条の4及び附則第13条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第12条第2項中「前条」を「附則第11条の4」に改め、同条第3項中「第27条の3第1項」の次に「、附則第11条の5第1項及び前条」を加え、「同項」を「第27条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第11条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第12条第2項及び」と、前条中「附則第11条の4及び」とあるのは「附則第11条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第14条の2第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項を同条第15項とし、同条第17項を同条第16

項とする。

附則第14条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項各号列記以外の部分中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項各号列記以外の部分中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項各号列記以外の部分中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項各号列記以外の部分中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第15条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第15条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土

地又は令和４年度類似適用土地」を「令和７年度適用土地又は令和７年度類似適用土地」に、「令和５年度分」を「令和８年度分」に改める。

附則第１６条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあっては、１００分の２.５）」及び「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第２項及び第３項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１６条の３中「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）」に、「附則第１４条第１項」を「附則第２１条第１項」に、「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１７条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第１８条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあっては、１００分の２.５）」及び「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第２項及び第３項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「令和３年度から令

和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１８条の３中「附則第１４条第１項」を「附則第２１条第１項」に、
「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１９条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第１９条の４中「第３５項まで、第３８項、第３９項、第４３項若しくは第４６項」を「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」に改める。

附則第２１条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第２項中「令和６年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附則第２２条の２第３項に次の１号を加える。

- (5) 附則第１１条の５及び附則第１１条の８の規定の適用については、附則第１１条の５第１項及び附則第１１条の８中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第２２条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２２条の３第３項に次の１号を加える。

- (5) 附則第１１条の５及び附則第１１条の８の規定の適用については、附則第１１条の５第１項及び附則第１１条の８中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第２２条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２３条第３項に次の１号を加える。

- (5) 附則第 11 条の 5 及び附則第 11 条の 8 の規定の適用については、附則第 11 条の 5 第 1 項及び附則第 11 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 23 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 24 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 11 条の 5 及び附則第 11 条の 8 の規定の適用については、附則第 11 条の 5 第 1 項及び附則第 11 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 24 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 26 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 11 条の 5 及び附則第 11 条の 8 の規定の適用については、附則第 11 条の 5 第 1 項及び附則第 11 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 26 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 27 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 11 条の 5 及び附則第 11 条の 8 の規定の適用については、附則第 11 条の 5 第 1 項及び附則第 11 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 27 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 27 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 11 条の 5 及び附則第 11 条の 8 の規定の適用については、附則第 11 条の 5 第 1 項及び附則第 11 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 27 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 27 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 11 条の 5 及び附則第 11 条の 8 の規定の適用については、附則

第 1 1 条の 5 第 1 項及び附則第 1 1 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第 2 7 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 7 条の 2 の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 1 1 条の 5 及び附則第 1 1 条の 8 の規定の適用については、附則第 1 1 条の 5 第 1 項及び附則第 1 1 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第 2 7 条の 2 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 2 7 条の 2 の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 1 1 条の 5 及び附則第 1 1 条の 8 の規定の適用については、附則第 1 1 条の 5 第 1 項及び附則第 1 1 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、
「所得割の額並びに附則第 2 7 条の 2 の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 条の 3 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 1 0 条の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の大分市税条例（以下「新条例」という。）附則第 5 条の 4 の規定は、令和 6 年 2 月 2 1 日以後に提出された地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 4 条の 4 第 5 項に規定する申告書に係る市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分

までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次条第2項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分した事件の承認について

大分市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき令和6年3月31日をもって次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月13日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大分市国民健康保険税条例（昭和38年大分市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第24条第1項各号列記以外の部分中「220,000円」を「240,000円」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大分市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。